

益城町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 熊本県益城町

事 業 名 : 公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 令和 6 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 元 年度 ～ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	【公共】 益城処理区：平成6年4月（30年） 【特環】 飯野処理区：平成18年4月（18年） 津森処理区：平成21年4月（15年）	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用
処 理 区 域 内 人 口 密 度	【公共】 26,572人/527ha=50.4人/ha 【特環】 4,903人/122ha=40.2人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	【公共】 1処理区(益城処理区) 【特環】 2処理区(飯野処理区、津森処理区)		
処 理 場 数	1処理場(益城町浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料 8㎡まで : 1,172円 超過使用料 8㎡を超えるもの : 1㎡につき176円		
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	無		
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	井戸水を使用している場合 ・計量器を設置した場合・・・下水道の使用水量＝計量器による認定水量 ・計量器が無い場合・・・下水道の使用水量＝7㎡×使用人数 (1人1月当たり7㎡を使用したものとして認定) 水道水と井戸水を併用している場合 ・計量器を設置した場合・・・下水道の使用水量=水道の使用水量+計量器による認定水量 ・計量器が無い場合・・・下水道の使用水量=水道の使用水量+3.5㎡×使用人数 (1人1月当たり3.5㎡を使用したものとして認定)		
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和2年度	3,284 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載
	令和3年度	3,284 円	
	令和4年度	3,284 円	
	令和2年度	3,092 円	
	令和3年度	3,092 円	
	令和4年度	3,096 円	

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	公共下水道事業会計から16名分の人件費を支出
事 業 運 営 組 織	下水道課(課長1名、管理係9名、工務係5名、内水対策係2名:計17名)

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・浄化センターの維持管理業務、運転管理を民間委託 ・マンホールポンプの運転管理を民間委託 ・下水道使用料の請求及び徴収については、水道センターに委託
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	処理場で発生する消化ガスを燃料とする発電装置を設置し、発電する事業を令和6年度に開始予定です。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

令和4年度経営分析表を添付(別紙参照)

2. 経営の基本方針

益城町では、平成28年熊本地震により甚大な被害が発生し住宅の損壊により下水道使用料収入が落ち込む状況となり、また少子高齢化や人口減少等の課題もあり厳しい経営状況を強いられています。
しかしながら、下水道事業は、生活環境の改善、河川などの公共水域の水質保全など健康で快適な生活を営むうえで欠くことのできない重要な都市基盤施設であるため、今後も地域の実情に応じた整備を進めるとともに、総合的な経営改善に努め、定期的に適正な料金への改定による財源確保を目指します。
また、平成29年度に平成28年熊本地震を契機に設けられた「平成28年熊本地震減収対策企業債」を活用したため、地方財政法上の資金不足比率が発生した。当該資金不足比率の解消に向けて策定した「資金不足等解消計画」の計画期間と合わせ、令和元年度から令和16年度の16年間を計画期間とし経営戦略を策定します。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(対象施設、時期、金額等)に記載すること。

本町における投資計画は、管渠については平成28年熊本地震に係る復旧工事とともに、残りの新規の面整備(令和5年時点での面整備率は約95%)、新住宅エリア、区画整理地区等への新設投資を述べ約20億円(公共分13億円、特環分7億円)、経営計画策定期間で投資する計画としているが、国庫補助金等の動向または人口減に伴う本町の財源負担能力の低下等を勘案し、必要に応じて見直しを行います。
また、処理場については、供用開始後30年を迎え、現在長寿命化計画に則った改築及び更新工事を実施中であり、また平成30年度からはストックマネジメント計画を策定し、施設のライフサイクルコストの最小化や、計画的な予防保全による安全性の確保、戦略的な維持修繕計画を立て、既存施設の更新投資を盛り込んでいます。
・既存施設の更新投資は、ストックマネジメント計画による最適な改築シナリオとして目標耐用年数(標準耐用年数の1.5倍)で設定し、年間事業費2億円を限度としてリスクスコアの高いものから優先的に更新することとしている。(令和元年度から令和16年度総額33億円)

② 収支計画のうち財源についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(時期、金額、対象施設等)に記載すること。
公共下水道の持続的経営と(2)①に記載した投資を賄う財源として、使用料収入、起債、国庫補助金及び一般会計からの繰入金を予定しています。 ・使用料収入は、平成28年熊本地震で人口が34,499人(H28.3.31)から32,952人(H30.3.30現在)と1,500人ほど落ち込んだが、令和12年に推計人口32,550人とした「第6次益城町総合計画」における本町独自の推計に基づいて試算しています。 ・当該推計は、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計と比較すれば人口減少傾向は緩やかになるものの、現在の利用料金水準では年々使用料収入は減少していくことが想定されます。 ・一時的に平成28年熊本地震で使用料収入が落ち込んだが、総合的な経営改善に努め定期的(5年ごと)に適正な料金改定による財源確保を目指します。 ・国庫等による補助率は投資額の50～55%、残額は企業債を起債することにより賄うこととして試算しています。なお、繰入金についてはルール化(例えば基準外繰入に限度額を設ける等)を図ることとしています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(時期、金額、対象施設等)に記載すること。
投資以外の経費は、原則として過年度における発生実績に基づいて算出しています。 ・総費用のうち給料等の人件費については、平成30年度における従業員数及び従事内容が継続するものとして、平成30年度予算額(64百万円)が継続するものとして試算しています。なお、令和2年度の公営企業会計移行を契機に水道課との統合を検討し、経費削減に努めます。 ・総費用のうちその他については、処理場の維持管理費となっており過去5年(平成25年度から平成29年度まで)の上昇率(年平均2%)から算出し試算したものです。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

- (1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。
- ＊ (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

- ＊ 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	処理場の統廃合などハード面での広域化は処理能力等の理由で実現が困難と思われるが、水質検査等の維持管理業務の共同化、水洗化促進業務等の事務の共同化などのソフト面については、実現性の高いものから順次検討し、コストの削減や職員数の削減等の問題等に対応していく予定です。
投資の平準化に関する事項	平成30年度より処理場及び汚水幹線・枝線(令和元年度から)のストックマネジメント計画を策定し、投資の精緻化及び平準化を図っていく予定です。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	維持管理上参考とすべき最先端技術等は、積極的に導入を検討しコスト削減に努める。また、公共・農集の処理場管理(ソフト面)の一元化を検討していく予定です。
その他の取組	現在の投資計画においての財政計画は、平成28年熊本地震による使用料収入の減少により資金不足が発生しており、地方財政法による資金不足比率が令和元年度に最大166.4%まで悪化する見通しである。その資金不足解消の手段として、処理場(平成30年度から)及び汚水幹線・枝線(令和元年度から)のストックマネジメント計画を策定すると同時に、新規投資の面整備、新住宅エリア、区画整理地区等を必要に応じて見直すことで、投資計画の精緻化を図っていきます。また、今後は定期的な料金改定を実施し、繰上償還等を念頭に資金不足の早期解消に努める予定です。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成6年度の供用開始以来、消費税率変更分(平成9年、平成26年)及び平成23年の料金改定以外に使用料の見直しはおこなっていなかったが、一般会計からの繰入りに依存する状況が続いていることもあり、令和元年度に使用料の見直しを行った。今後、改定する時期には利用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要と考えています。
資産活用による収入増加 の取組について	処理場で発生する消化ガスを燃料とする発電装置を設置し、売電する事業を令和6年度に開始予定です。また、参考とすべき最先端技術等は、積極的に導入を検討しコスト削減に努める。
その他の取組	総合的な経営改善に努め、定期的(概ね5年)に適正な料金への改定による財源確保を目指すとともに、一般会計からの繰入れについてルール化(例えば基準外繰入について限度額を設ける等)を図ります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	民間への維持管理業務委託を継続しつつ、内容については状況に応じて見直し、及び委託業務の拡大を検討します。
職員給与費に関する事項	令和2年度の公営企業会計移行を契機に水道課との統合を検討し、経費削減に努めます。
動力費に関する事項	電気契約の見直しによる経費削減について検討します。
薬品費に関する事項	現在の処理場維持管理委託に薬品費を含めた一括契約を検討していきます。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画を策定し、下水道施設のライフサイクルコストの最小化や、計画的な予防保全による安全性の確保など、戦略的な維持修繕計画を立案し経費の削減に努めます。
委託費に関する事項	民間への維持管理業務委託を継続しつつ、内容については状況に応じて見直し、及び委託業務の拡大を検討します。
その他の取組	令和4年度に公共樹の設置工事を自費化し、経費削減を図りました。また、福田処理場(農業集落排水)を浄化センター(公共下水道)へ令和8年度に接続し、経費削減を図ります。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	・進捗管理: 予算への反映、決算等により実施状況の検証を行う。 ・見直し時期: 令和元年度に使用料見直しを行い、その後は益城町の基本方針に沿って5年ごとの見直しを行いながら、ストックマネジメント計画、投資計画の変更があれば随時見直しを行っていく。
---------------------	--

経営比較分析表（令和4年度決算）

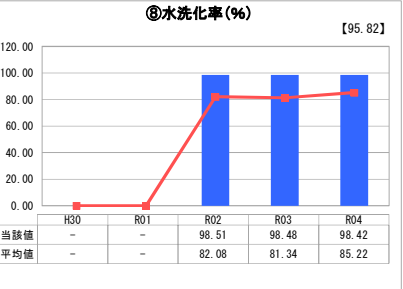
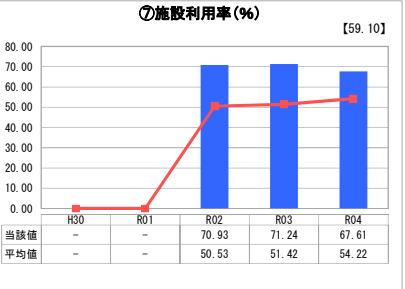
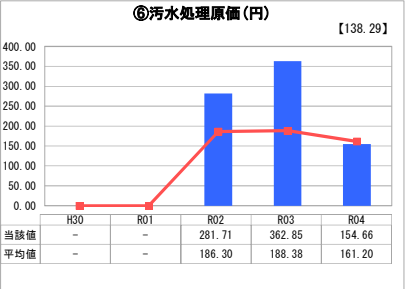
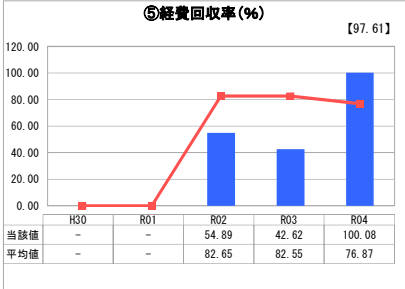
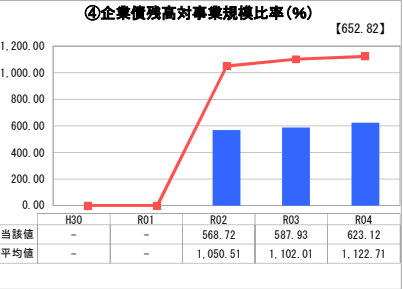
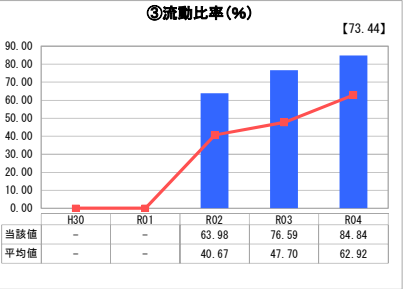
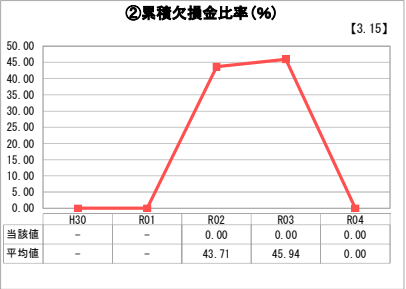
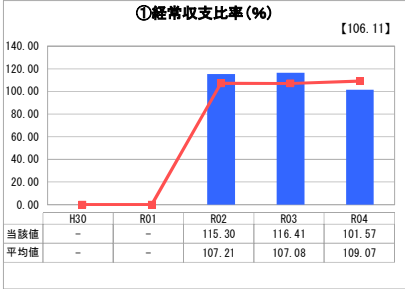
熊本県 益城町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cb2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	64.47	78.65	84.03	3,284

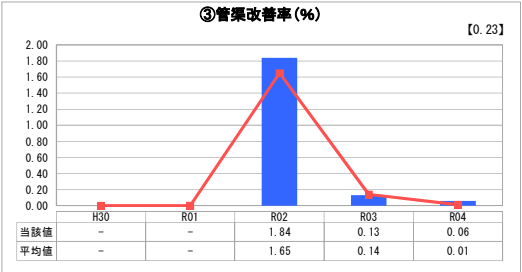
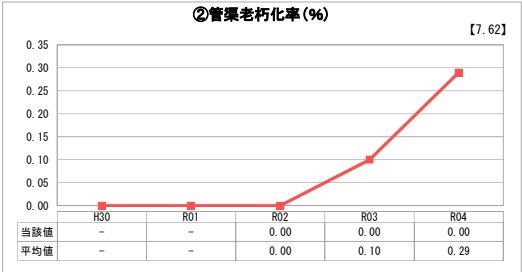
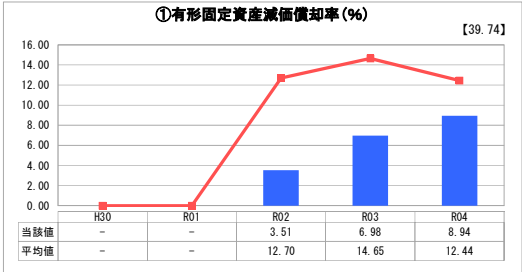
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
33,718	65.68	513.37
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
26,572	5.27	5,042.13

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

経営の健全性を示す経常収支比率は、100%を超えているものの、依然として財源不足を一般会計からの繰出金により賄われている状況です。流動比率については、料金収入等が増加したことにより、高くなっております。さらに分流式下水道に関する経費が増加し、汚水処理費が減少したことで経費回収率が高くなり、汚水処理原価が低くなっております。水洗化率は98.42%と高水準に達しており、残りの未接続の世帯についても引き続き接続の促進を図っていきます。

なお、当町は公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業の処理場は同一であり、合わせてみる必要があります。

2. 老朽化の状況について

処理場は、供用開始から29年が経ち水処理、汚泥処理施設等の設備の劣化による老朽化が進んでいます。平成28年度から、設備等の改築更新工事をおこなっており、今後もストックマネジメント計画に沿った改築更新工事をおこなっていきます。

管路についてもストックマネジメント計画に沿って、耐用年数に応じた管路の適正な維持管理をおこなっていきます。

全体総括

令和2年度に公営企業会計に移行したことにより今まで以上に高いコスト意識を持ち、老朽化が進んでいる処理場の長寿命化や管路更新工事をおこなっていきます。

水洗化率は既に高水準に達しており、今後の大幅な改善は見込めないため、より健全で効率的な下水道事業の運営を図ります。

また、公共下水道と農業集落排水の処理場の統合を進めていき、全体としての経営効率をより高めていきます。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（令和4年度決算）

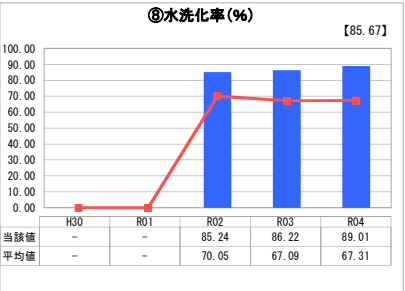
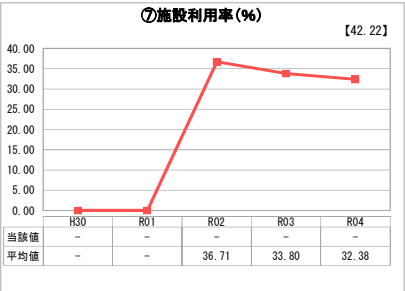
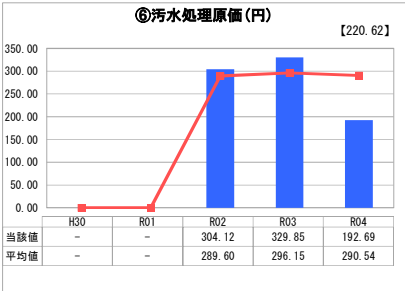
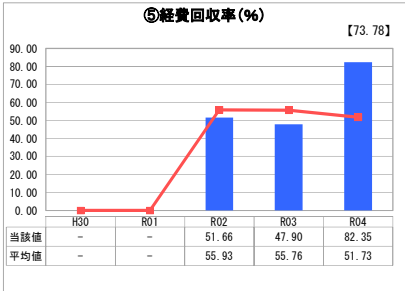
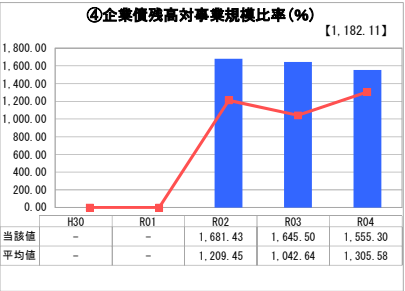
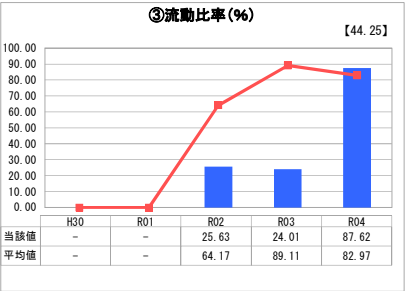
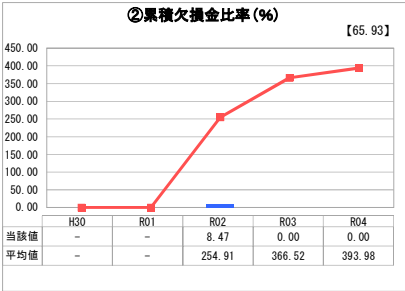
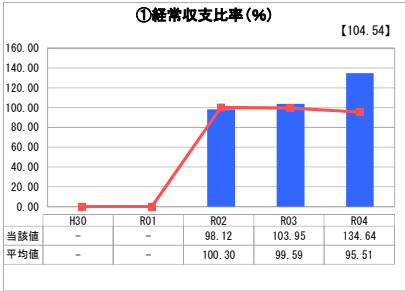
熊本県 益城町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	55.96	14.51	92.21	3,284

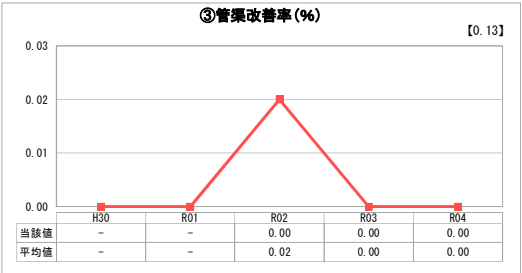
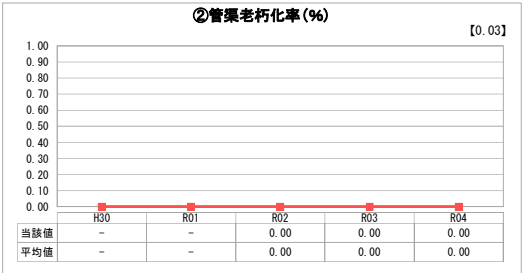
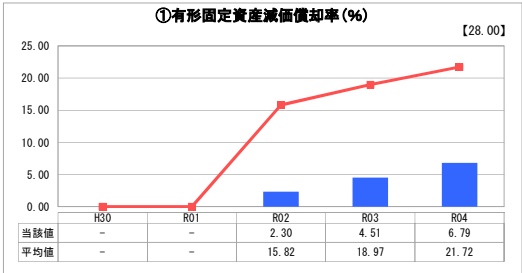
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
33,718	65.68	513.37
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
4,903	1.22	4,018.85

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

経営の健全性を示す経常収支比率は、100%を超えているものの、依然として財源不足を一般会計からの繰出金により賄われている状況です。流動比率については、料金収入等が増加したことにより、高くなっております。さらに分流式下水道に関する経費が増加し、汚水処理原価が減少したことで経費回収率が高くなり、汚水処理原価が低くなっております。水洗化率は89.00%に達しており、残りの未接続の世帯についても引き続き接続の促進を図っていきます。なお、当町は公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業の処理場は同一であり、合わせてみる必要があります。

2. 老朽化の状況について

処理場は、供用開始から29年が経ち水処理、汚泥処理施設等の設備の劣化による老朽化が進んでいます。平成28年度から、設備等の改築更新工事をおこなっており、今後もストックマネジメント計画に沿った改築更新工事をおこなっていきます。管路についてもストックマネジメント計画に沿って、耐用年数に応じた管路の適正な維持管理をおこなっていきます。

全体総括

令和2年度に公営企業会計に移行したことにより今まで以上に高いコスト意識を持ち、老朽化が進んでいる処理場の長寿命化や管路更新工事をおこなっていきます。水洗化率は既に高水準に達しており、今後の大幅な改善は見込めないため、より健全で効率的な下水道事業の運営を図ります。また、公共下水道（特定環境保全公共下水道）と農業集落排水の処理場の統合を進めていき、全体としての経営効率をより高めています。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

益城町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 熊本県益城町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 6 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 31 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	福田処理区：平成15年3月（21年）	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用
処 理 区 域 内 人 口 密 度	1,890人/95ha=19.9人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区(福田処理区)		
処 理 場 数	1処理場(福田処理場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料 8㎡まで :1,172円 超過使用料 8㎡を超えるもの :1㎡につき176円					
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	無					
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	井戸水を使用している場合 ・計量器を設置した場合・・・下水道の使用水量＝計量器による認定水量 ・計量器が無い場合・・・下水道の使用水量＝7㎡×使用人数 (1人1月当たり7㎡を使用したものとして認定) 水道水と井戸水を併用している場合 ・計量器を設置した場合・・・下水道の使用水量＝水道の使用水量＋計量器による認定水量 ・計量器が無い場合・・・下水道の使用水量＝水道の使用水量＋3.5㎡×使用人数 (1人1月当たり3.5㎡を使用したものとして認定)					
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和2年度	3,284	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和2年度	3,126 円
	令和3年度	3,284	円		令和3年度	3,128 円
	令和4年度	3,284	円		令和4年度	3,128 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	農業集落排水事業会計から1名分の人件費を支出
事 業 運 営 組 織	下水道課(課長1名、管理係9名、工務係5名、内水対策係2名:計17名)

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・福田処理場の維持管理業務、運転管理を民間委託 ・マンホールポンプの運転管理を民間委託 ・使用料の請求及び徴収については、水道センターに委託
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和4年度経営分析表を添付(別紙参照)

2. 経営の基本方針

益城町では、平成28年熊本地震により甚大な被害が発生し住宅の損壊により使用料収入が落ち込む状況となり、また少子高齢化や人口減少等の課題もあり厳しい経営状況を強いられています。

しかしながら、下水道事業（農業集落排水事業）は、生活環境の改善、河川などの公共水域の水質保全など健康で快適な生活を営むうえで欠くことのできない重要な都市基盤施設であるため、今後も地域の実情に応じた整備を進めるとともに、総合的な経営改善に努め、定期的に適正な料金への改定による財源確保を目指し、令和元年度から令和16年度の16年間を計画期間とし経営戦略を策定します。

3. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的（対象施設、時期、金額等）に記載すること。

本町の下水道事業（農業集落排水事業）における処理場、管渠についての今後の投資計画の予定はない。

② 収支計画のうち財源についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的（時期、金額、対象施設等）に記載すること。

下水道事業（農業集落排水事業）の持続的経営を賄う財源として、使用料収入、一般会計からの繰入金を予定しています。

- ・使用料収入は、平成28年熊本地震で落ち込んだが総合的な経営改善に努め定期的に適正な料金改定による財源確保を目指します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的（時期、金額、対象施設等）に記載すること。

投資以外の経費は、原則として過年度における発生実績に基づいて算出しています。

- ・総費用のうち給料等の人件費については、現状の給与額を継続するものとして試算しています。なお、平成32年度の公営企業会計移行を契機に水道課との統合を検討し、経費削減に努めます。
- ・総費用のうちその他については、処理場の維持管理費となっており過去5年（平成25年度から平成29年度まで）の上昇率から算出し試算したものです。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	処理場の統廃合などハード面での広域化は処理能力等の理由で実現が困難と思われるが、水質検査等の維持管理業務の共同化、水洗化促進業務等の事務の共同化などのソフト面については、実現性の高いものから順次検討し、コストの削減や職員数の削減等の問題等に対応していく予定です。
投資の平準化に関する事項	本町の下水道事業(農業集落排水事業)における処理場、管渠についての今後の投資計画の予定はない。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	維持管路上参考とすべき最先端技術等は、積極的に導入を検討しコスト削減に努める。また、公共・農集の処理場管理(ソフト面)の一元化を検討していく予定です。
その他の取組	平成28年熊本地震による使用料収入の落ち込みにより資金不足が生じたが、平成29年度に熊本地震減収対策企業債を借り入れたため、今後は定期的な料金改定を実施し、繰上償還等を念頭に早期解消に努める予定です。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成15年度の供用開始以来、消費税率変更分(平成26年)及び平成23年の料金改定以外に使用料の見直しは起こっていないが、一般会計からの繰入れに依存する状況が続いていることもあり、令和元年度に使用料の見直しを行った。今後、改定する時期には利用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要と考えています。
資産活用による収入増加の取組について	維持管理上参考とすべき最先端技術等は、積極的に導入を検討しコスト削減に努める。
その他の取組	総合的な経営改善に努め、定期的(概ね5年)に適正な料金への改定による財源確保を目指すとともに、一般会計からの繰入れについてルール化(例えば基準外繰入について限度額を設ける等)を図ります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	民間への維持管理業務委託を継続しつつ、内容については状況に応じて見直し、及び委託業務の拡大を検討します。
職員給与費に関する事項	令和2年度の公営企業会計移行を契機に水道課との統合を検討し、経費削減に努めます。
動力費に関する事項	電気契約の見直しによる経費削減について検討します。
薬品費に関する事項	現在の処理場維持管理委託に薬品費を含めた一括契約を検討していきます。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画を策定し、農業集落排水施設のライフサイクルコストの最小化や、計画的な予防保全による安全性の確保など、戦略的な維持修繕計画を立案し経費の削減に努めます。
委託費に関する事項	民間への維持管理業務委託を継続しつつ、内容については状況に応じて見直し、及び委託業務の拡大を検討します。
その他の取組	令和4年度に公共樹の設置工事を自費化し、経費削減を図りました。また、福田処理場(農業集落排水)を浄化センター(公共下水道)へ令和8年度に接続し、経費削減を図ります。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	・進捗管理:予算への反映、決算等により実施状況の検証を行う。 ・見直し時期:令和2年度に使用料見直しを行った。その後は益城町の基本方針に沿って5年ごとの見直しを行いながら、ストックマネジメント計画、投資計画の変更があれば随時見直しを行っていく。
---------------------	--

経営比較分析表（令和4年度決算）

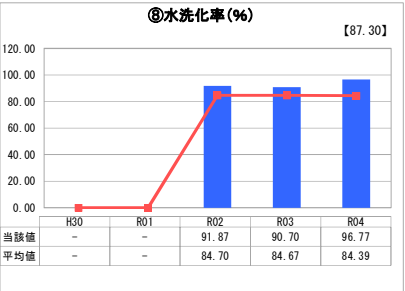
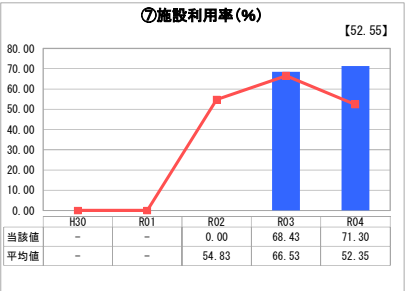
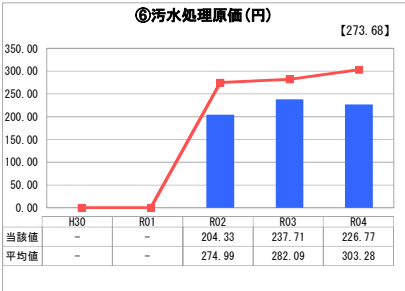
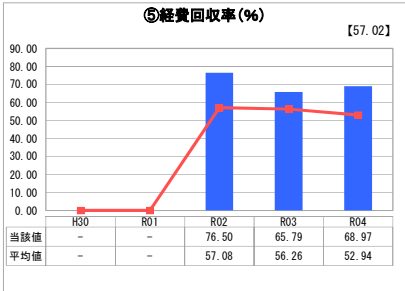
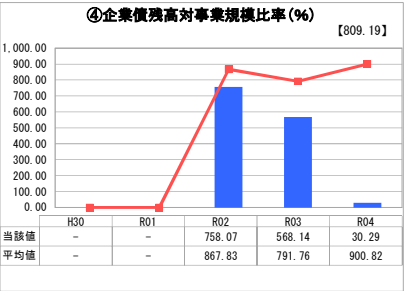
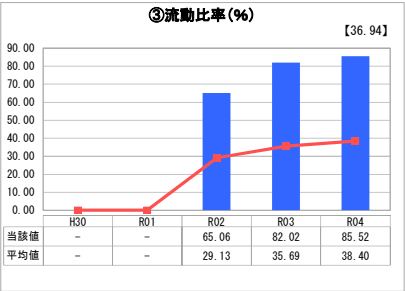
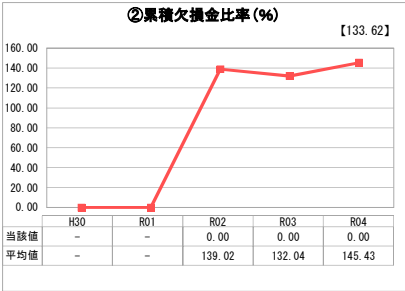
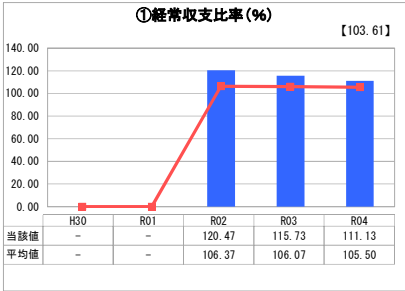
熊本県 益城町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	67.55	5.59	90.97	3,284

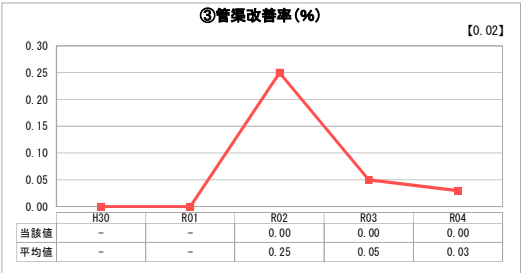
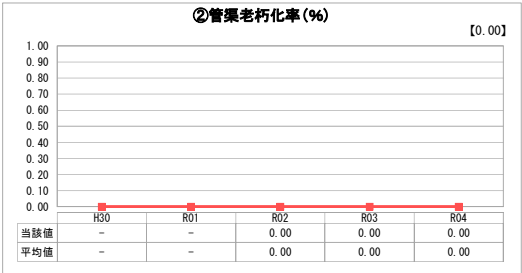
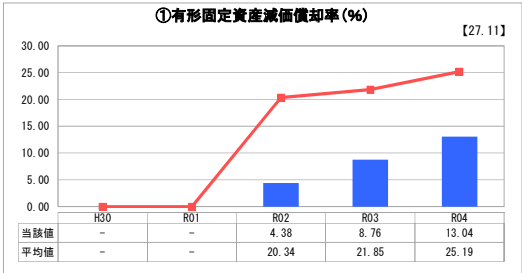
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
33,718	65.68	513.37
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,890	0.95	1,989.47

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

経営の健全性を示す経常収支比率は、100%を超えているものの、依然として財源不足を一般会計からの繰出金により賄われている状況です。企業債残高対事業規模比率については、企業債現在高が減少したことに加え一般会計負担額が増加したため低くなっております。水洗化率は96.77%と高水準に達しており、残りの未接続の世帯についても引き続き接続の促進を図っていきます。なお、当町は公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業も行っており、合わせてみる必要があります。

2. 老朽化の状況について

供用開始して18年が経ち、徐々に耐用年数を迎える施設又は設備について、平成29年度に施設の機能診断、令和元年度に最適整備構想の策定をおこない、機能保全対策の実施を通じ既存施設の有効利用や、長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するストックマネジメントを導入しています。

全体総括

令和2年度に公営企業会計に移行したことにより今まで以上に高いコスト意識を持ち、老朽化が進んでいる処理場の長寿命化や管路更新工事をおこなっていきます。水洗化率は既に高水準に達しており、今後の大幅な改善は見込めないため、より健全で効率的な下水道事業の運営を図ります。また、公共下水道と農業集落排水の処理場の統合を進めていき、全体としての経営効率をより高めていきます。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

資本的収支計画

(単位:千円)

年 度		令和元年度 法非適用(参考)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分		実績	実績	実績	実績	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画
資本的収入	1. 企業 債	581,800	452,600	667,200	1,050,900	827,700	703,100	679,600	435,100	435,100	435,100	433,000	265,700	245,500	255,000	255,000	205,000
	うち 資本 費 平 準 化 債				160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000
	2. 他 会 計 出 資 金																
	3. 他 会 計 補 助 金	397,051	148,337	141,972	146,195	125,294	125,307	127,286	121,674	107,635	95,474	87,318	68,469	51,459	51,992	45,127	42,491
	4. 他 会 計 負 担 金																
	5. 他 会 計 借 入 金																
	6. 国(都道府県)補助金	690,762	348,155	548,339	740,680	627,000	506,000	432,000	280,000	280,000	252,500	247,500	127,500	100,000	100,000	100,000	45,000
	7. 固定資産売却代金																
	8. 工 事 負 担 金	52,600	22,922	22,118	15,696	8,000	5,000	3,000	2,000	2,000	2,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	9. そ の 他	68,157	82,332														
	計 (A)	1,790,370	1,054,346	1,379,629	1,953,471	1,587,994	1,339,407	1,241,886	838,774	824,735	785,074	769,318	463,169	398,459	408,492	401,627	293,991
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)																
	純 計 (A)-(B) (C)	1,790,370	1,054,346	1,379,629	1,953,471	1,587,994	1,339,407	1,241,886	838,774	824,735	785,074	769,318	463,169	398,459	408,492	401,627	293,991
資本的支出	1. 建 設 改 良 費	1,238,944	811,444	1,282,857	1,590,045	1,349,000	1,129,000	981,000	577,000	577,000	527,000	510,000	240,000	190,000	190,000	190,000	190,000
	うち 職 員 給 与 費	82,931															
	2. 企 業 債 償 還 金	586,135	602,773	602,379	604,094	594,649	525,234	540,995	572,371	559,255	526,455	518,942	458,146	415,757	384,208	354,596	327,422
	3. 他会計長期借入返還金																
	4. 他会計への支出金																
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	5. そ の 他		203,351														
	計 (D)	1,825,079	1,617,568	1,885,236	2,194,139	1,943,649	1,654,234	1,521,995	1,149,371	1,136,255	1,053,455	1,028,942	698,146	605,757	574,208	544,596	517,422
(D)-(C) (E)		34,709	563,222	505,607	240,668	355,655	314,827	280,109	310,597	311,520	268,381	259,624	234,977	207,298	165,716	142,969	223,431
補填財源	1. 損益勘定留保資金	34,709	563,222	505,607	168,353	355,655	314,827	280,109	310,597	311,520	268,381	259,624	234,977	207,298	165,716	142,969	223,431
	2. 利益剰余金処分額																
	3. 繰越工事資金																
	4. そ の 他				72,315												
計 (F)		34,709	563,222	505,607	240,668	355,655	314,827	280,109	310,597	311,520	268,381	259,624	234,977	207,298	165,716	142,969	223,431
補填財源不足額 (E)-(F)																	
他会計借入金残高(G)																	
企業債残高(H)		7,851,443	7,965,740	8,030,292	8,477,097	8,834,281	9,012,147	9,150,752	9,013,481	8,889,326	8,797,971	8,712,029	8,519,583	8,349,326	8,220,118	8,120,522	7,998,100

○他会計繰入金

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区 分		実績	実績	実績	実績	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画
収益的収支	281,949	505,183	510,028	348,328	445,282	322,034	341,617	320,434	334,573	293,769	271,242	264,617	241,192	253,518	253,518		
	うち 基準内繰入金	261,591	337,741	189,492	348,328	305,571	314,737	284,594	289,773	280,316	231,049	199,562	183,977	151,592	154,958	154,958	
	うち 基準外繰入金	20,358	167,442	320,536			139,711	17,920	26,880	35,840	44,800	53,760	62,720	71,680	89,600	98,560	98,560
資本的収支	397,051	148,337	141,972	146,195	125,294	125,307	127,286	121,674	107,635	95,474	87,318	68,469	51,459	51,992	45,127	45,127	
	うち 基準内繰入金	141,369	148,337	141,972	146,195	125,294	125,307	127,286	121,674	107,635	95,474	87,318	68,469	51,459	51,992	45,127	45,127
	うち 基準外繰入金	255,682															
合 計		679,000	653,520	652,000	494,523	570,576	447,341	468,903	442,108	442,208	429,550	381,087	339,711	316,076	293,184	298,645	298,645